③　一般債権　協定債権のうち派遣会社等債権、仕入に係る債権、ＳｏｌｕｎｅＳＡＳの有する債権、株式会社パラドックスの有する債権、燦キャピタルマネージメント株式会社の有する債権及び株式会社ダイドーインターナショナルの有する債権以外の各債権（利息債権及び遅延損害金請求権を除く。）

⑵　利息及び遅延損害金の免除

協定債権のうち利息債権及び遅延損害金請求権については、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。

⑶　弁済の場所及び端数の処理

①　本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により行う。振込手数料は清算株式会社が負担する。

②　弁済額の算出過程で生じる１円未満の端数は切り捨てる。

２　協定債権の弁済及び免除

⑴　弁済及び免除

本認可決定確定後１か月以内に、⑵①及び②に基づき算定される弁済額の合計額を弁済し、弁済時に各債権額と弁済額の差額について免除を受ける。

⑵　弁済額

①　各債権のうち10万円以下の部分については、当該部分の金額の100％相当額。

②　各債権のうち10万円を超える部分については、次の額。

㋐　派遣会社等債権については、債権額から10万円を控除した残額の70％相当額。

㋑　仕入に係る債権については、債権額を0.9で除した額（以下「一部弁済前債権額」）から10万円を控除した残額の55％相当額から一部弁済前債権額の10％相当額を控除した残額。

㋒　ＳｏｌｕｎｅＳＡＳの有する債権（利息債権及び遅延損害金請求権を除く。以下同じ。）については、債権額2737万9346円に一部弁済額である295万4375円を加算した額である3033万3721円から10万円を控除した残額である3023万3721円の55％相当額である1662万8546円から295万4375円を控除した残額である1367万4171円

㋓　一般債権については、債権額から10万円を控除した残額の55％相当額

㋔　株式会社パラドックスの有する債権（利息債権及び遅延損害金請求権を除く。）については、債権額から10万円を控除した残額の45％相当額

㋕　株式会社ダイドーインターナショナルの有する債権（利息債権及び遅延損害金請求権を除く。）については、債権額から10万円を控除した残額の10.98675％相当額

㋖　燦キャピタルマネージメント株式会社の有する債権（利息債権及び遅延損害金請求権を除く。以下同じ。）については、債権額から10万円を控除した残額の4.05906％相当額

⑶　追加弁済

①　追加弁済１

清算業務終了時において、清算株式会社の有する現預金から、清算結了までに発生する一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を弁済するために必要な金額を控除してなお残額が存する場合は、次のとおり追加弁済する。

㋐　当該残額が50万円以下であるとき

燦キャピタルマネージメント株式会社の有する債権に対して、当該残額の全額を追加弁済する。

㋑　当該残額が50万円を超えるとき

上記⑴及び⑵による弁済を行う前の各協定債権（利息債権及び遅延損害金請求権を除く。）の額から10万円を控除した残額の割合に応じて追加弁済する。但し、仕入に係る債権については、一部弁済前債権額から10万円を控除した残額を基準とし、ＳｏｌｕｎｅＳＡＳの有する債権については3023万3721円を基準とする。

②　追加弁済２

上記①の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を上記①㋑に規定する割合に応じて追加弁済する。

③　上記①及び②による追加弁済を行った場合、当該追加弁済を受けた債権についての⑴に基づく免除は、当該追加弁済の額を限度として⑴に基づく弁済時に遡って効力を失う。

以上

東京地方裁判所民事第８部

平成２５年（ヒ）第２０３６号

東京都渋谷区宇田川町４番10号

清算株式会社　株式会社２４７Ｍｕｓｉｃ

代表清算人　丸山　茂雄

１　決定年月日　平成25年７月30日

２　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　通則

１　利息・遅延損害金の免除

協定債権のうち特別清算開始決定後の利息・遅延損害金については本協定認可決定確定時に免除を受ける。

２　弁済の場所

協定における弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。但し振込手数料は、清算株式会社の負担とする。

第２　債務の弁済及び免除

清算会社債権者は、株式会社ドワンゴ及び丸山茂雄のみである。

次の方法により弁済を行うと共に両債権者から免除を受ける。

１　株式会社ドワンゴについて

株式会社ドワンゴの有する債権については、本協定認可決定確定時において、全額免除を受ける。

２　丸山茂雄について

丸山茂雄の有する債権については、本協定認可決定確定した日から１カ月以内に、清算会社の残余財産の換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済し、弁済を受けた時に同債権額から弁済額を控除した残額について免除を受ける。

第３　新たに財産が発見された場合

前項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、丸山茂雄に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。この場合においては、丸山茂雄が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

以上

東京地方裁判所民事第８部

再生計画認可

平成２４年（再）第５号

埼玉県川口市東川口６丁目２番22号　ベルフォーレ五番館104号室

再生債務者　福田　光男

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。

平成25年７月29日

さいたま地方裁判所第３民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２５年（再イ）第３４号

埼玉県越谷市大字袋山600番地５

再生債務者　栗原　豊壽

１　決定年月日時　平成25年７月29日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成25年８月19日まで

４　一般異議申述期間　平成25年９月２日から平成25年９月９日まで

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２５年（再イ）第４０号

埼玉県春日部市中央１丁目46番地２　翔希ビル202

再生債務者　臺　　洋

１　決定年月日時　平成25年７月30日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成25年８月20日まで

４　一般異議申述期間　平成25年９月３日から平成25年９月10日まで

さいたま地方裁判所越谷支部再生係